

福岡県居住支援協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、福岡県居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条に基づく協議会として設置し、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資するため、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する必要な協議等を行うことにより、福岡県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の協議等を行う。

- 一 住宅確保要配慮者等に対する情報提供に関すること。
- 二 協議会の構成団体間や市町村との連携に関すること。
- 三 その他目的達成のために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会の構成団体は、協議会の趣旨に賛同し、かつ、協議会の同意を得た団体等とする。

- 2 協議会は、別表1による団体等で構成する。
- 3 協議会に別表2に掲げるオブザーバーを置く。

(役員)

第5条 協議会には会長1名を置く。

- 2 会長は、福岡県建築都市部住宅計画課長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。

(会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、毎年1回、会議を開催するほか、会長が必要と認めた場合に、臨時に会議を開催する。
- 3 総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 4 会長が必要と認める団体等は、必要に応じて協議会に参加することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、一般財団法人福岡県建築住宅センターに置く。

(秘密の厳守)

第8条 協議会員は、第3条の協議等において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この会則は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年11月5日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年3月22日から施行する。

別表1（第4条関係）

構成団体
<ul style="list-style-type: none">・公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会・公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 九州ブロック・社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会・一般財団法人 福岡県建築住宅センター・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会・独立行政法人都市再生機構 九州支社・北九州市住宅供給公社・福岡市住宅供給公社・福岡県住宅供給公社・北九州市建築都市局住宅部住宅計画課・福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課・大牟田市都市整備部建築住宅課・うきは市保健課・中間市保健福祉部福祉支援課・久留米市都市建設部住宅政策課・福岡県建築都市部住宅計画課、県営住宅課・ 〃 福祉労働部福祉総務課・ 〃 保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

別表2（第4条関係）

オブザーバー
<ul style="list-style-type: none">・県内市町村（ただし、別表1の構成団体に含まれる市町村を除く）・法務省福岡矯正管区更生支援企画課・法務省福岡保護観察所